

# 茨城県における「森林湖沼環境税」を活用した間伐について

茨城県 農林水産部 林業課

## 1 「間伐」とは

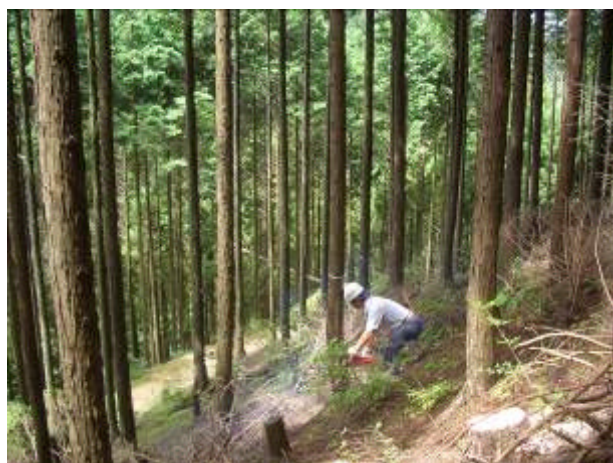
林業のために植えた木の一部を間引くことを「間伐」といいます。

スギやヒノキの人工林は、成長すると枝が広がって、隣同士の木が成長を邪魔し合うようになり（写真1）、やがて成長が悪い木や幹が曲がった木がでてくるため、これらの木を間引いてやる必要があります（写真2）。

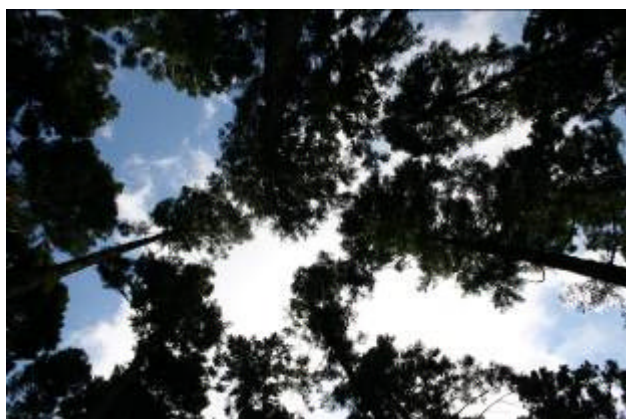
間伐後の森林は、枝葉（樹冠）の全体に太陽光が当たるようになるため（写真3）、盛んに光合成をして肥大成長が促進されます。そして、材木として利用できる林齢（40～45年以上）になるまで、少なくとも3～4回、間伐を繰り返す必要があります。



（写真1）成長して混みあった森林



（写真2）間伐を実施している様子



（写真3）間伐後の森林（樹冠）

## 2 森林の「公益的機能」を高める間伐

枝葉が伸び、樹冠が閉鎖したスギやヒノキの森林を長期間手入れせず放置したままにすると、林内に光が入らず、下草がほとんど生えない状態となります（写真4）。その結果、雨滴が地表を直撃し、表土が流れ去るなどして土壤に浸透する雨水の量が少なくなり、洪水などの災害の発生が懸念されます。



（写真4）間伐が必要な荒廃した森林

このような森林では、間伐を行うことにより再び林内に光が差し込むため、下草や低木等の植生が回復し、地表部分が浸食から守られます。そして、土壤に雨水が浸透しやすくなり、森林の保水力が高まるため、河川を通じて平野部へ徐々に水を供給する働き（水源かん養機能）が発揮され、さらに、樹木の根が発達して土砂・岩石等を固定するため、土砂災害を防ぐ働き（山地災害防止機能）も高まります（図1）。



（図1）間伐の効果

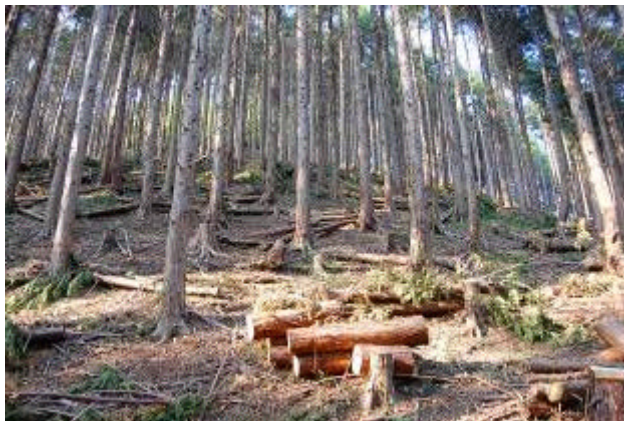
### 3 森林湖沼環境税を活用した間伐事業（茨城県独自の取り組み）

このように、スギやヒノキの森林は、適切に間伐を実施することで各種の公益的機能が高まり、土砂災害や洪水を緩和し、私たちの暮らしに不可欠な水を安定的に供給しています。

さらに、森林を構成する樹木は成長の過程で光合成を行い、地球温暖化の原因の1つとされる二酸化炭素を吸収し、幹や枝に炭素として長期間貯蔵することから、適切に間伐を行い、木材を有効利用することは、地球温暖化の防止においても大変重要なことです。

これら間伐の重要性を踏まえ、県では、平成20年度から森林湖沼環境税を活用して、間伐を公的に推進する「森林機能緊急回復整備事業」を創設し、森林が特に多い市町村の協力により緊急に間伐が必要な荒廃した森林を対象に毎年1,200haの間伐を実施しています（市町村に対する補助事業）。

今後とも、県では、森林の持つ公益的機能を回復させるための間伐を実施し（写真5）、多様で健全な森林の整備に努めていきます。



（写真5）間伐を実施した森林

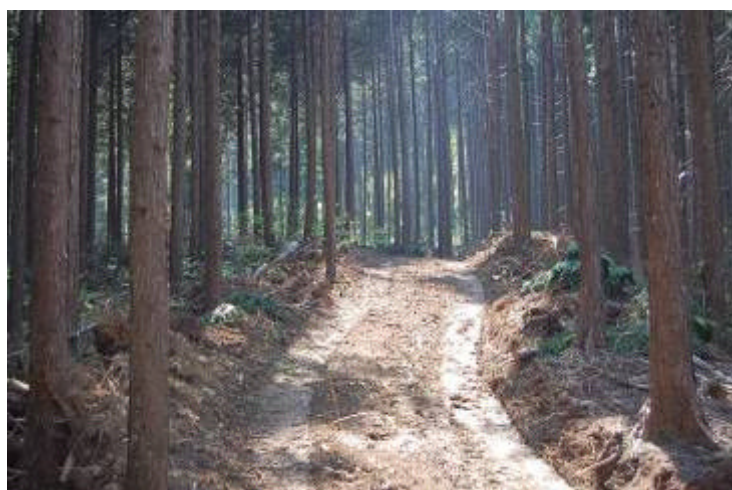
#### 4 平成22年度の実施内容

森林機能緊急回復整備事業は、県北山間地域から筑波山に至る9市町村が事業主体になり、平成22年度の目標を間伐面積1,200haに設定して実施した結果、1,156haの間伐を実施することができました(表1)。

(表1)

市町村名	平成22年度 間伐面積(ha)
北茨城市	22
高萩市	147
日立市	—
常陸太田市	186
大子町	409
常陸大宮市	171
笠間市	62
城里町	34
石岡市	109
桜川市	16
計	1,156

更に、これらの間伐を実施するために開設した作業道(写真6)の延長は約3万8千メートルで、当事業における作業員や機械等の輸送に使用されたほか、今後、周辺森林の適切な管理のために活用されることも期待されます。



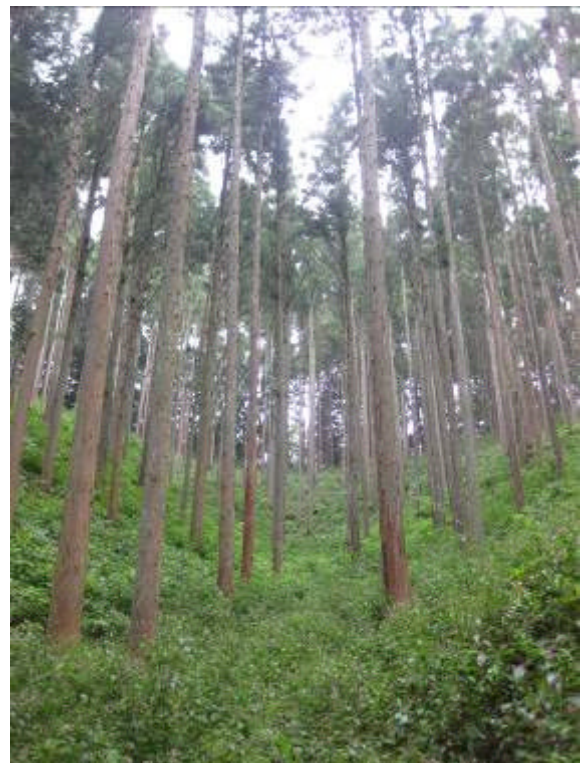
(写真6) 作業道開設

## 5 間伐実施面積の推移

森林機能緊急回復整備事業を含めた造林補助事業による間伐面積は、森林湖沼環境税が導入された平成 20 年度以降は年間約 2,200ha と、導入前より大幅に増え、前述の地球温暖化の防止や森林の持つ公益的機能の発揮にも貢献しています（表 2）。

（表 2）

年度	造林補助事業の間伐面積（ha）		
	従来補助事業	森林機能緊急回復整備事業	合計
15	656	—	656
16	758	—	758
17	1,019	—	1,019
18	994	—	994
19	1,237	—	1,237
20	960	1,242	2,202
21	875	1,326	2,201
22	599	1,156	1,755



（写真 7）機能豊かな森林のイメージ